

個人情報取扱特記事項

この契約により、飯島町（以下「甲」という）と業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務（以下「本業務」という。）の遂行における個人情報の取扱いに関し、次のとおりとする。

（目的）

第1条 本書は、本業務の委託に当たって甲が乙に預託し、又は乙が収集する個人情報の適切な保護を目的として、乙における個人情報の取扱条件を定めるものである。

（定義）

第2条 本書において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号、又は画像若しくは音声により特定の個人を識別することができるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

（管理部署及び管理者）

第3条 乙は、本書末尾記載の様式（以下「本様式」という。）に基づく書面により、個人情報の管理部署及び管理者等を甲に通知しなければならない。

2 乙が前項の管理部署及び管理者等を変更しようとするときは、本書式により遅滞なく甲に通知しなければならない。

（個人情報の収集）

第4条 乙は、本業務遂行のため個人情報を収集するときは、その目的を明らかにし、その目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないものとする。

2 乙が前項の規定に基づき個人情報を収集し、それに伴い本人の同意を得る必要がある場合には、乙の責任においてこれを取得するものとする。

（秘密保持及び第三者への情報提供の禁止）

第5条 乙は、個人情報を秘密に保持し、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。

2 乙は、本業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取扱わせてはならない。

3 乙は、本業務に従事する従業員のうち個人情報を取扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても、個人情報を秘密に保持するよう義務づけるものとする。

4 乙は受託業務が終了し、または解除された後においても、前3項の義務を負うものとする。

(目的外使用の禁止)

第6条 乙は、個人情報をも本業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、本業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写、複製についてはこの限りではない。

(個人情報の管理)

第8条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、甲の指示に従い、個人情報を正確かつ最新の状態で保管するものとする。

3 前二項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙はこれに従わなければならない。

4 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

5 甲が、個人情報の管理方法について乙に改善を申し入れた場合、乙はこれに従わなければならない。

(返還等)

第9条 乙は、甲から要請があったとき又は本業務が終了したときは、個人情報が含まれるすべての物件(これを複写又は複製したものを含む。)を直ちに甲に返還し又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときはこれに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第10条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、提供、複製、返還及び消去についての記録を作成し、甲から要求があった場合には、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を各本業務の終了後3年間保存しなければならない。

(再委託)

第11条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、本業務を第三者に再委託してはならない。

2 乙が前項に基づく甲の承諾を得て本業務を第三者に再委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再委託先を選定するとともに、当該再委託先との間で本書と同等の内容の契約を締結し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 前項の場合といえども、乙は本覚書に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第 12 条 乙において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本書の違反に起因する場合は、乙は、前項のほか、当該事故の拡大防止や收拾ために必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

3 乙は、甲の指示による当該事故の拡大防止や收拾ために必要な措置について乙の責任と費用負担で講じるものとする。

(損害賠償等)

第 13 条 前条の事故が乙の責に帰すべき事由により発生し、甲が第三者から損害賠償請求その他の請求を受け又は第三者との間で紛争が発生した場合においては、乙の負担でこれらに対処するものとする。

2 前項の場合甲は乙に対し、その解決のために要した費用（損害賠償金を含むがこれに限定されない）を合理的な範囲で求償することができる。

3 前項の求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げない。

(解除)

第 14 条 乙が本書に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、乙がこれを是正しないときは、甲は、乙への通知により基本契約又は基本契約に基づく本業務に関する個別契約の全部又は一部を解除することができる。

(有効期間)

第 15 条 本書は締結日に発効し、本業務終了時まで有効とする。但し、第 5 条、第 10 条、第 12 条及び第 13 条の規定は、本書終了後といえども有効に存続する。

(その他)

第 16 条 この個人情報取扱特記事項に規定するものほか、町長が必要と認めて指示する場合は、その指示に従うものとする。